

【標準作業】



<p>予想される災害</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 溶接火花が飛び散り、周囲の物に引火し火災が発生する。 2 遮光用保護具を使用せず、溶接火花で目を負傷する。 3 ホルダーの破損部や溶接棒が身体に接触し、感電する。 4 メインスイッチを切らずにアーク溶接機の配線準備(撤去)中、感電する。 5 防じんマスクの不使用により、溶接ヒュームの吸い込みにより健康を阻害する。
<p>防 止 対 策 (ポイント)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 溶接作業時には周囲に可燃物がないか確認し、消火設備を設置してから作業を行う。 2 溶接作業は補助者も含め、必ず遮光用保護具を使用する。 3-1ホルダーは事前に点検し、アーク溶接機の自動電撃防止装置とアース取付け状態を確認してから作業する。 3-2 保護手袋等を着用してから作業する。 4 電源は可能な限り近い場所から取り、準備(撤去)作業時は、メインスイッチが切れていることを確認してから行う。 5 必要に応じて防じんマスクを使用する。(屋内は必ず使用する)
<p>主な関係法令等</p>	<p>安衛則 3 2 5 条 (強烈な光線を発散する場所) 安衛則 3 2 9 条 (電気機械器具の囲い等) 安衛則 3 3 1 条 (溶接棒等のホルダー) 安衛則 3 3 2 条 (交流アーク溶接機用自動電撃防止装置) 安衛則 3 3 3 条 (漏電による感電の防止) 安衛則 3 3 4 条 (適用除外) 安衛則 3 3 6 条 (配線等の絶縁被覆) 安衛則 3 3 7 条 (移動電線等の被覆又は外装) 安衛則 3 3 8 条 (仮設の配線等) 安衛則 3 5 2 条 (電気機械器具等の使用前点検等) 安衛則 3 8 9 条の 3～3 8 9 条の 6 【爆発、火災等の防止】</p>